

四国電力伊方3号機—運転差止仮処分命令申立事件広島

広島地裁、2月3日に新たに進行協議期日を設定

===== 2017年1月25日 直ちに解禁

2017年1月25日（広島）：

広島地裁は、原爆被爆者と広島市民が中心となって広島地裁に提訴している四国電力伊方原発3号機の運転差止仮処分命令申立事件（吉岡茂之裁判長）に新たに進行協議期日を設定した。期日は2月3日（金）午後3時から。場所は地裁民事執行センター。24日に広島地裁から打診があり25日に決定した。

同事件の決定日は間近と見られていたがこれで決定日は完全に流動的となった。

同事件の債権者・債務者双方の提出書面最終締め切りは当初16年10月31日だったが、今年1月17日債権者側弁護団は、降下火砕物の大気中濃度に関する追加主張と伊方原発の「基準地震動の決定プロセスは、不確かさの考慮が十分になされておらず客観性・妥当性・合理性に欠ける」とする、藤原広行氏（防災科学技術研究所社会防災システム研究部門長）の意見を新たに補充書として提出。このため広島地裁が債務者側（四国電力）に反論の機会を与えようとして今回進行協議期日が設定されたものと見られる。

なおこの時の準備書面は次のサイトから閲覧できる。

<http://saiban.hiroshima-net.org/source.html>

進行協議期日には仮処分申立人も立ち会う。 (了)

問い合わせ先：伊方原発広島裁判原告団事務局
〒733-0012 広島市西区中広町2丁目21-22-203

e-Mail：saiban_office@hiroshima-net.org

URL：<http://saiban.hiroshima-net.org>

プレス担当：哲野イサク（携帯電話 090-7899-4998）

伊方原発広島裁判原告団・応援団

過去は変えられないが未来は変えられる